

お知らせ

○ 3市で相互支援協定締結

昨年12月24日、本市と桐生市、伊勢崎市は一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定を締結しました。清掃施設での事故や災害などで一般廃棄物の処理に支障が出た場合、中間処理や収集運搬業務などで連携します。
■ 清掃施設課
☎ 027・223・5300

○ 20歳になったら国民年金

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入と保険料の納付が法律で義務付けられています。年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代で支えようという考えで作られた仕組み。けがや病気などで一定の障害が残ったときに受けられる障害年金などの保障もあります。20歳になると日本年金機構が国民年金加入のお知らせと年金手帳を送付。将来や万が一のために保険料を納付してください。保険料の納付が

○ 国保税を年金から差し引き

来年度の国民健康保険税の特別徴収の仮徴収税額は、本年度の税額を基に算出します。既に特別徴収している人は2月の徴収額と同額です。改めてお知らせはしません。

特別徴収対象者 Ⅱ 次の全てを満たす人。
① 世帯主が国保加入者
② 世帯の国保加入者が全員65歳以上74歳未満
③ 世帯主の年金受給額が年額18万円以上
④ 世帯主の介護保険料が特別徴収されていて、国民健康保険税との合計額が年金の年額の2分の1を超えない（来年度中に75歳になる人のいる世帯は除く）
徴収月 Ⅱ 左表のとおり

国民健康保険税特別徴収月		
対象者	仮徴収	本徴収
特別徴収の人、昨年4月2日～10月1日に要件を満たした人	4・6・8月	10・12月・来年2月
昨年10月2日～12月1日に要件を満たした人	6・8月	
昨年12月2日～2月1日に要件を満たす人	8月	

※ 4月か6月から新たに特別徴収になる人には、事前に通知書を郵送。8月から開始になる人は、7月に送付する来年度の納税通知書で確認してください。

難しい場合は、保険料学生納付特別制度や、保険料免除・納付猶予制度もあります。
■ 国民健康保険課
☎ 027・898・6254

○ 介護保険利用状況をお知らせ

介護保険サービスの利用者に、介護保険給付費のお知らせを1月下旬に郵送。今回の通知には、8月から11月までの利用分を記載しています。利用したサービスに間違いがないか確認してください。
■ 介護保険課
☎ 027・898・3129



○ 緑化相談所の利用を受け付け

敷島公園門倉テクノばら園緑化相談所の来年度分利用申請の受け付けを開始。植物などを展示できます。希望日が重なった



展示や販売ができます

● 納付方法の選択

特別徴収の対象者は口座振替による納付も選べます（納付書払いは不可）。希望する人は、国民健康保険税納付方法変更申出書を市役所国民健康保険課が各支所へ提出してください。新規に口座振替や口座の変更を希望する人は、別途金融機関への申し込みが必要です。
■ 国民健康保険課
☎ 027・898・6250

○ 農業使用軽油は免除可能

農業用機械に使用する軽油は、所定の手続きにより軽油取引税が免税になります。詳しくは前橋行政県税事務所に問い合わせてください。
■ 国同所
☎ 027・234・1800

○ 農業災害発生時は連絡を

大雪など気象災害によって農作物や農業用施設などに被害が発生した場合は、現地調査を実施。被害を受けた場合は、おおむね3日以内に被害状況を連絡してください。
■ JA組合員はJA前橋市各営

■ 窓口時間
本庁・支所・市民サービスセンター
※ 元気21まえばし証明サービスコーナー

8時30分～17時15分
10時～19時

寄付

- 群馬連合新聞折込Ⅱアルコール除菌スプレー360本
- A t a e J a p a n Ⅱマスク1万800枚
- ：以上の2つは新型コロナウイルス感染症対策のために
- 地区赤十字有功会Ⅱ図書374冊を市内小学校へ。
- 防災備品を城南支所と上川淵市民サービスセンターへ
- グレイン前橋Ⅱ除菌消臭機能水シアック・ワン24リットルを市立前橋特別支援学校へ
- 日本郵便Ⅱ年賀ハガキ2万6,653枚を市内小中特別支援学校へ
- 一市民Ⅱ2万円を児童福祉のために

○ 市有地を売り払います

市有地を一般競争入札で売り払います。入札地は岩神町三丁目972番42ほか。参加には事前の申し込みが必要です。詳しくは案内をご覧ください。
入札日 Ⅱ 2月25日(木)
会場 Ⅱ 市役所
案内の配布 Ⅱ 市役所資産経営課・産業政策課、水道局、各支所・



農センター・支所、JA組合員以外は農政課
☎ 027・898・6704

○ 都市計画決定と関係図書縦覧

次の都市計画が決定しました。関係図書を縦覧します。
内容 Ⅱ ① 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針Ⅱの変更 ② 前橋都市計画区域区分を変更し、西善・中内地区（西善町と中内町、東善町の各一部）を市街化区域へ ③ 西善・中内地区に用途地域（工業地域）の指定と、地区計画を決定 ④ 前橋都市計画道路3・4・116号南高校通線と前橋都市計画公園5・5・3号荻窪公園を変更
縦覧場所 Ⅱ 県庁都市計画課、市役所都市計画課（①②は前橋土木事務所でも）
■ 国①②は県庁都市計画課
☎ 027・226・3654
③④は市都市計画課
☎ 027・898・6943

○ 文化財を火災から守ります

1月26日(火)は文化財防火デー。貴重な文化財を火災から守るた



め1月25日(月)から27日(水)まで検査を実施します。
■ 国予防課
☎ 027・220・4507



放送日時：1月23日(土)18時45分～19時
(再放送) 1月25日(月)19時～19時15分

テーマ 南スーダン選手団と本市の絆

東京2020オリンピックパラリンピックに出場する南スーダン選手団の長期事前キャンプを受け入れた本市。彼らの生活や彼らを支える人々を特集します。



市民サービスセンターなどで。本市ホームページからダウンロードもできます
■ 2月18日(木)までに市役所資産経営課（☎ 027・898・654）へ直接